

[様式第3号]

| | | |
|---------|-----------|------------------------|
| 資料提供年月日 | 令和2年3月27日 | |
| 問い合わせ先 | 課名 | 政策企画課 |
| | 電話 | 直通 803-1040 内線 3583 |
| 担当者 | 職名・氏名 | 課長 岡田 |
| | 職名・氏名 | 課長補佐 高木 |

広 報 連 絡

<市長記者会見資料>

1 件 名

地方自治体初の「POファイナンス[®]」の導入について

2 内 容

令和2年4月1日から「中小企業支援事業補助金」及び委託業務の支払いの一部に、地方自治体では初めて、電子記録債権を利用した「POファイナンス[®]」を試行的に導入します。

詳細は別紙資料のとおり。

- ・資料1 地方自治体初の「POファイナンス[®]」の導入について
- ・資料2 「POファイナンス[®]」の仕組み

地方自治体初の「PO ファイナンス[®]」の導入について

令和 2 年 4 月 1 日から「中小企業支援事業補助金」及び委託業務の支払いの一部に、地方自治体では初めて、電子記録債権を利用した「PO ファイナンス[®]」を試行的に導入します。

○「PO ファイナンス[®]」とは

岡山市からの補助金や委託業務の支払いの債権を、事業の履行がなければ支払わない等といった抗弁付きの電子記録債権化し、これを補助事業者等が金融機関に担保として譲渡することで、金融機関からのつなぎ融資を受けやすくする仕組み。※別紙参照

1 目的

岡山市が交付する補助金や発注する委託業務について、その補助金を活用する事業者や受注事業者の資金調達を円滑化する支援策として、「PO ファイナンス[®]」を導入し、中小企業やスタートアップ企業などの経済活動の活性化を促す。

2 当初の取り扱い範囲とスケジュール

○取扱開始日 令和 2 年 4 月 1 日

○取扱範囲

- ・ 中小企業支援事業補助金【産業観光局産業振興・雇用推進課扱い】
- ・ コンサルタント業務【財政局契約課取扱い】
(測量業務、建設関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の許容価格が 100 万円を超えるもの)

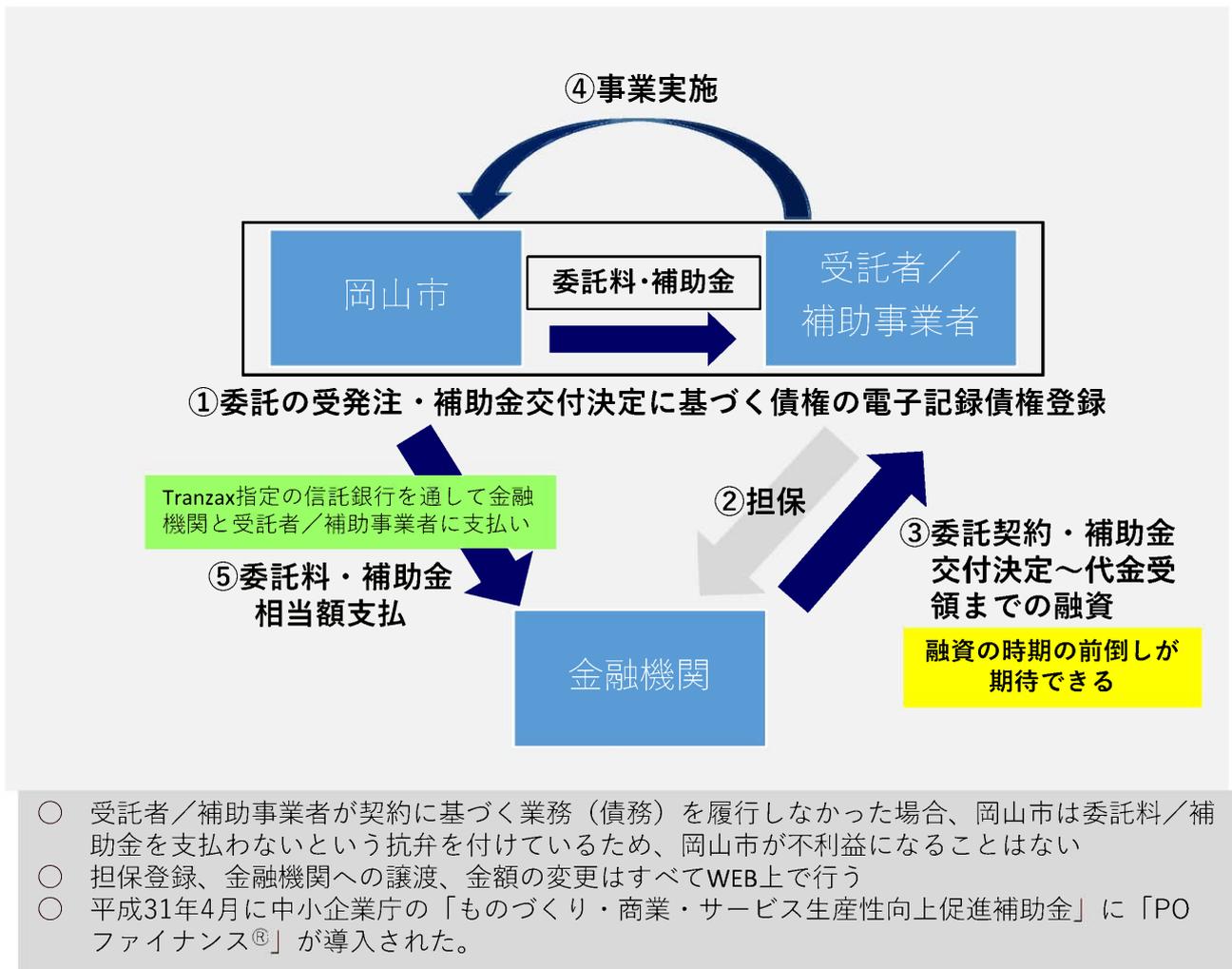
3 取扱い金融機関

株式会社中国銀行、株式会社広島銀行、株式会社商工組合中央金庫の 3 機関

4 「PO ファイナンス[®]」取扱い業者

Tranzax 株式会社

「POファイナンス[®]」の仕組み



「POファイナンス[®]」導入のメリット

事業者にとって

資金繰りを工面する際のツールが増える

岡山市にとって

中小企業やスタートアップ企業等の経済活動の活性化が期待できる

電子記録債権とは…

債権の流動化を促進し、事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的に制定された電子記録債権法（平成19年6月成立、平成20年12月施行）により規定された、従来の指名債権や手形債権とは異なる新しい金銭債権のこと。

電子記録債権は、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件としており、売掛債権等の指名債権のデメリット（譲渡対象債権の不存在・二重譲渡リスク、債権譲渡を債務者に対抗するために債務者への通知等が必要であること等）および手形のデメリット（支払事務手続きにかかるコスト、保管・搬送等にかかるコスト、分割不可であること）を解消し、これらに代わるものとなることが期待されている。

債権の所在が明確、権利譲渡手続きが簡便、法的安全性が高いという特徴があり、この特徴により、金融機関は電子記録債権を担保に取ることができる。

■ 電子債権記録機関とは

金融庁から指定を受け、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行う機関のこと。現在、5社存在する。

- 債権を電子記録債権化したい債権者はいずれかの電子記録債権機関に登録する必要がある。
- 「POファイナンス®」の取り扱いがあるのはTranzax電子債権株式会社のみ。
- 平成29年1月に福井県鯖江市が電子記録債権（でんさいネット）を導入。